

福祉環境委員会記録

令和3年6月29日（火）
09時58分～14時22分
全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】西川議員、芦谷議員、牛尾議員

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、久保健康福祉部参事、

藤井地域福祉課長、板本健康医療対策課長、湯浅健康医療対策課副参事、

龍河子育て支援課長、井上保険年金課長

〔市民生活部〕森脇市民生活部長、野田環境課長、市原税務課長

〔金城支所〕篠原支所長、佐々尾市民福祉課長

〔上下水道部〕有福上下水道部長、白根管理課長、谷口工務課長

【事務局】中谷書記

議題

1 請願等の意見陳述

(1) 陳情第204号 コロナ陽性者の自死対策を求める陳情について

(2) 陳情第205号 市民が利用しやすいようごみステーションの運用整備を求める陳情について

(3) 陳情第206号 雨で犬の尿が流れない箇所の衛生対策を求める陳情について

2 陳情審査

(1) 陳情第204号 コロナ陽性者の自死対策を求める陳情について

【賛成多数 一部採択】

(2) 陳情第205号 市民が利用しやすいようごみステーションの運用整備を求める陳情について

【賛成多数 採択】

(3) 陳情第206号 雨で犬の尿が流れない箇所の衛生対策を求める陳情について

【賛成多数 採択】

3 議案第56号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

- 4 議案第57号 浜田市病児・病後児保育室条例の制定について **【全会一致 可決】**
- 5 議案第58号 浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例を廃止する条例について **【全会一致 可決】**
- 6 執行部報告事項
- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について **【健康医療対策課】**
 - (2) 令和2年度はまだ健康チャレンジ事業実施状況について **【健康医療対策課】**
 - (3) 浜田市子育て世代包括支援センター並びに浜田市病児・病後児保育室及び浜田市休日応急診療所の整備状況について **【子育て支援課】**
 - (4) 令和3年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について **【保険年金課】**
 - (5) 令和3年度 個人市民税の当初賦課の状況について **【税務課】**
 - (6) 令和2年度 市税収納率について **【税務課】**
 - (7) 凍結災害発生時の対応について **【管理課】**
 - (8) 金城地域断水防止対策について **【工務課】**
 - (9) その他
(配布物)
 - ・ 浜田市人口状況 (R3.2月末～R3.4月末) **【総合窓口課】**
- 7 所管事務調査
- (1) 医療的ケア児の支援について **【地域福祉課】**
- 8 その他
- 9 請願等の意見陳述実施にかかる意見について (委員間で協議)
- 10 取組課題「子育て支援について」(委員間で協議)

【議事の経過】

(開 議 09時 58分)

柳楽委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。

本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から執行部は議題に関係のある管理職のみの出席している。質疑・答弁ともに簡潔明瞭に願います。

それでは、レジュメに沿って進める。

1. 請願等の意見陳述

柳楽委員長

請願や陳情について、提出者が事前に希望された場合、委員会審査の場において、請願等の趣旨や意見等を述べる機会を設けている。今回付託された陳情3件について、いずれも意見陳述の申し出があったので実施する。

陳情1件ごとに、趣旨や意見等を述べていただき、その意見陳述について、委員から陳述者へ確認したいことや質疑があれば行う。

意見陳述者からは、委員や執行部への質疑はできないこととしている。

陳述者に申し上げる。意見陳述の時間は、1件につき3分以内である。こちらが、「陳述をお願いします」と言った後に、陳述を始めていただく。副委員長がタイムキーパー役を務め、2分30秒になったらベルを1回鳴らし、その後、2分50秒でベルを1回鳴らすので終了していただきたい。

意見陳述の内容は、当該陳情に係る内容とし、個人情報に関することや誹謗中傷の発言は行わないでほしい。

なお、委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止とするのでご承知いただきたい。

(1) 陳情第204号 コロナ陽性者の自死対策を求める陳情について

柳楽委員長

意見陳述をお願いします。

意見陳述者(森谷氏)

コロナウイルスの災害は2019年に始まった。COVID-19とかいう。クラスター時の感染源と言われる方の自死が相次いでいると聞く。うそかもしれないが。

松江の場合は実際は客が原因だったが、客のせいにはできなかったのが経営者側のせいにしたということで、発生時期からすると間違いなくその日だといううわさもある。その後、母子がどうなったかという皆情報を持ってない。それが肝心だと思う。実際は松江の飲み屋街は、その母子のせいで、その店のせいでイメージダウンして店を閉めたり客が離れ、その母子の車や自宅のガラスが割られ、住めなくなって県外へ出た。その生存情報はどうなっているのか。

柳楽委員長
澁谷委員

意見陳述者（森谷氏）

柳楽委員長

出雲もそう。それも母子が出ていった。その二人の生存情報はどうなっているのか。元気でやっているのか。

浜田も転校された。その家族は皆元気で生きているのか。私には松江も出雲も浜田もマイナスの情報が入ってきている。それらをコロナ以上に、少し前までは島根県のコロナ死亡者はゼロだったが今は1になった。感染者・陽性者のケアについて親、職場、子ども、学校について問題になったことはないのか。また対応はどのように考えているか。対策を取るべきではと強く思っている。

委員から陳述者へ何か確認したいことがあるか。

趣旨は非常によくわかるのだが、対策を取るべきだと表明されている。この対策は非常に難しいように思うが、陳情者はどのような具体的対策が可能だと考えてこの陳情をされたのか。

私には能力と権限がないため具体的な対策は思いつかない。委員がこれを必要と思うのなら賛同いただき、執行部で考えてもらう。または県国と合同で何かやってもらいたい。具体的には思い浮かばない。委員の能力に期待する。

ほかに。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第205号 市民が利用しやすいようごみステーションの運用整備を求める陳情について

柳楽委員長
意見陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

銀天街のカラスによるごみ散乱について、森脇部長に私の考えを言ったところ、ごみは町内会長に任せているということで相手にされなかった。部長の目の前で調べたところ、浜田市のごみステーションなどについては、浜田の条例では、浜田市が施策をつくる、そして市民はそれに協力しなければならないと規定していることがわかった。部長は知らなくてごめんなさいと謝罪された。以後気をつけるとのことだった。

実態は町内会任せで、旭町などはごみステーションまで1キロ離れている。銀天街は30メートルおきにごみステーションがあるところもある。金城地域は燃えるごみしか出せないところがある。また造成業者が、自分の土地に自分でごみステーションを用意し浜田市に承認してもらったにもかかわらず、町内会長が燃えるごみだけ取りに来るようと、業者に内緒で金城支所をお願いを出してそのようになっているということもある。

条例どおりにする必要があるのではないかということ。分譲業者がその土地の上にごみステーションをつくって、それなのに町内会長の越権行為かつ妨害行為までなされている。現在、銀天街については森脇部長からは、町内の役員が仕切っているの、役員と話すようにと言われる。20年、30年、あそこはカラスのごみ被害ですごく汚かった。そのような逆風の中で私がこの1、2か月でカラス被害

をゼロにした。市の協力もあったが。浜田市が主動する必要がある。

私がゼロに貢献したにもかかわらず、私の意見をさらに聞こうとしない。声が大きいということで警察まで呼ばれる。はかったら60デシベル程度で大したことないのに。そうしたら今度は内容が問題だからと排除にかかる。警察も呼ばれる。そういう形でまともな話ができない。

こういう中で、条例に基づいたきちんとした対応、町内会長任せにしない対応をしてほしい。

私も能力も知識もないものだから、何をどのようにお願いしてよいかわからないが、今私が言ったことについてできるだけ改善し善処してほしい。

柳楽委員長

陳述が終わったが、陳述内容について委員から確認したいことがあるか。

澁谷委員

当然日本国は法治国家であるから、条例に基づいて運用するのはごく当たり前のこと。気分や違和感や感情でなされるということはありません。条例どおりにする必要があるという当たり前の陳情内容なのだが、現状陳情者は、浜田市のごみの状況については法治国家の体をなしてない、地方自治体の体をなしてないということで、こういう陳情になっているのか。

意見陳述者(森谷氏)

結論から言うとそのとおりである。つまり条例によって浜田市が施策をつくり、市民などが協力しなければならないというところを認識された後も、私が、具体的に言えば、午後になっても折りたたみのごみステーションが出ているので、僕が折りたたんで片づける。片づける場所を指示してくれないかということさえ、町内会長に聞いてくれ、町内の役員に聞いてくれということで、全部さじを投げられている。それは任せているというより責任放棄ではないかと。なぜ、僕がごみステーションを片づけてあげると言っているのに、場所さえ指示してくれないのかどうということか。簡単に言えばこのようなことが山ほどある。町内会や組合ということで、施策として浜田市の意思が全然ない。それを問題にしている。

田畑委員

ごみステーションの条例や設置要綱に関するものからいえば、これは三隅の例だが、浜田市にお願いして、補助金があつたりいろいろあるが、ごみステーションの場所を指定する。カラス対策については当然利用者が考えるべきだろうと思う。これが浜田市内だと、各所で網をかけてあるだけとか、いろいろ三隅と違う部分もある。ごみステーションに関しては、町内会が、地域の皆が管理するのが第一の前提だと思う。

先ほど陳情者からの話にあつた金城の件については論外の話なので、金城支所が地域に出向いて、可燃物しか取らないなどといったおかしなことは是正しなければならないと私は思う。一般的に言えば論外。

三隅などは、可燃物処理場まで30キロ近く離れている地区もある。

意見陳述者（森谷氏）

するとごみステーションの数を減らさないと向こうへ間に合わない。減らすことで高齢者独居世帯、高齢者世帯の方々がごみを出しにくいといった場合においては、市で管理していただけることになっているからさほど問題ないが、ごみステーションについては浜田市は、設備補助はしてくれるが管理は自分たちでせよということになっていると思うので。浜田は町内会のバランスが悪いと思う。

町内会に任せるという施策を取っていることが問題だと思っている。町内会に入らなくても市民である。ごみを捨てる権利はあるはずなのに、ごみステーションに捨てられないことが問題だと思っている。町内会に入っていようがまいが、ごみステーションに捨てられるようにするためには、浜田市の施策として町内会がごみステーションを管理するところを少し緩くして、誰でもごみステーションを利用できるようにするなど、何かしないと。町内会に入らないとごみが捨てられないなど、いじめのようになっているのが問題である。町内会に管理させるゴミステーションというところを変える必要がある。そこを変えない限り、同じ市民なのに不公平感が出る。

岡本委員

金城が燃えるごみ以外集めないというのは違うと思っている。ある程度の時期に集める形で進んでいる。これだけはきちんとしておかないと、金城だけ特別に閉鎖的なまちのように聞こえる。これは後から執行部から答弁いただきたい。

陳情者と町内会・商店街のトラブルの一つをここに持ってこられている気がする。この前もあるところで同じ話が出た。違うのか。町内会に入れてやらないという話を商店街がされているのか。

意見陳述者（森谷氏）

私一人の問題を陳情しているわけではない。私がいろいろ聞いていて、これは直してもらわないといけないということを聞いている。銀天街や金城で私に発見のきっかけがあった。金城は50か所もあった。合併のときに、ほかの4自治区は普通だが、金城町の個性がそうなのであり、すり合わせができてなかったと。今からでもすり合わせしないとイケないだろう。もう5地域は皆公平な市民なのだから。進んでいると言われるのは勉強不足、現実を見ていない。

銀天街については昔からごみがひどいと思っていた。私が銀天街に事務所を借り、ごみを捨てる立場になってみて本当にひどいと思った。カラスは餌場だと思って待っている。あそこは浜田市の顔なのにマイナス、逆風になると思って改善しないとイケないと思い、自分でごみ箱を買い、市に黙ってはいけないと思って市に伝えたら、市は土日のうちに市のごみ箱を置いたため自分が買ったごみ箱は余ってしまったが、結果的にカラスの被害はなくなったから文句は言っていない。森谷は協力しないと文句ばかり言われて大変だが、何とかカラス被害ゼロに持っていった。

柳楽委員長

あとは執行部に確認していただければよろしいかと思う。ほかには。

（ 「なし」という声あり ）

(3) 陳情第206号 雨で犬の尿が流れない箇所の衛生対策を求める陳情について

柳楽委員長
意見陳述者(森谷氏)

意見陳述をお願いします。

銀天街や駅構内で犬を散歩させる人がいる。しつけの問題もあると思うが、ふんや尿をする。ふんは取る習慣があるが、尿はそのまま。少し考えている人もペットボトルの水を流して薄めるレベル。それについて不潔極まりないのではと思う。アーケードの下は雨が降らないため、尿が流されない。ずっと累積されてかなり不衛生、環境上問題があるのでは。アーケード街は浜田の顔。心ある人は散歩前に尿をさせてから出発すると。国の法律や県市の条例で規定があるのでは。ほかのところは雨で流されるからまだましだ。浜田市はどう考えているのか。尿がこのように累積させるのがよいと思うのか。

一つ前の陳情でもあった、町内の役員と話せという、その役員がいつも自分の犬を散歩させながら尿をさせる。ごみネットも自宅前のモニュメントにかけて乾かしている、そういう役員に自分で話せと。あのような感覚の人と話す気にもならない。カラス被害は私がゼロにした。今は犬の尿のたれ流しを改善したい。私が一つ一つやっていくよりも、市の顔だから、市が銀天街のあたりから音頭を取っていただいて、清潔感がないと人は集まらない。今、銀天街は犬のしょんべん横丁になっている。それを何とか改善していただきたい。

柳楽委員長

陳述が終わったが、陳述内容について委員から確認したいことがあるか。

(「なし」という声あり)

以上で意見陳述を終了する。

2 陳情審査

(1) 陳情第204号 コロナ陽性者の自死対策を求める陳情について

柳楽委員長

先ほど意見陳述された陳情3件の審査に入る。陳情の採決は、陳情の審査終了直後にまとめて行う。

岡本委員

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

私個人的には対策を練るべきと思っている。この後の報告事項の中にもコロナの相談云々というのがあり、そこで聞こうと思ったのだが、この場で確認する。

副市長

コロナのこの問題は県が個人情報の観点から情報公開をしていない。けれども浜田市は意識的に対応しておられると思う。副市長どうだろうか。

コロナ感染者は病気として感染している。それに誹謗中傷、最悪の場合自死ということもあるかもしれない。ただ、県も市も誹謗中傷しないよう常に広報している。市民からきちんと詳細を教えてください。自分たちは安心し、誹謗中傷しないという意見もあるのだが、

実際全ての方が情報を流したときに誹謗中傷しないかということ、やはり情報を公表しないほうがいいということで、なるべく本人の了解が得られない場合は情報を出さないのが県の考え方である。

浜田市も県のそういう考え方に準じて、県が公表した内容のみ公表させていただいている。いろいろ考え方はあろうが、市としても感染者が後で困らないようにすることが重要だと思っている。そういう条例をつくっている自治体もあると思うが、浜田市は誹謗中傷を防ぐ条例はつくっていないが考え方は一緒だと思っている。今後とも啓発などにはしっかり取り組みたい。

岡本委員

陳情は自死について。悩んでいる方の相談はどのように受けてもらえるかがポイントだろう。この地区はまだそういうことがないにせよ、よその情報を取られて、精神内科とか専門家がおられるので、どういうケアをしたらよいのか。例えば相談の中の話法として、そういうことは必要だろうと思う。今後の対応についてお尋ねする。

副市長

特に市内で感染者が発生したときは相談窓口の時間を延長したり、休日も開設している。ただ、市としても誰が感染したか把握していない。県から一切情報が来ないので、こちらが特定の方にアプローチすることはできない。とにかく相談に来てくれとお願いする。ただ、県はある程度情報を持っているので、保健所においてはその辺のサポートもしてもらっていると思うし、市としてもしっかり相談窓口を準備する。また必要であれば保健師や専門職員がサポートする体制は取っていききたい。

佐々木委員

副市長の発言を聞いて感じたのだが、この問題は単なる感染に対する不安などのレベルではなく、感染者あるいは感染原因になった方々が非常に困られている。それに対する相談体制というのが究極の問題だと思う。そういう対応が市レベルで本当に行えるのか。

恐らく国レベルでは専用コールなど設けてやっているとは思いますが。そういう専門的な対策が市レベルで行えるのか。その辺の感触をお願いします。

健康福祉部長

先ほどから副市長がお答えしているように、感染された方や関係者が誰か市は一切わからないので、浜田ではそれは保健所が全て保健師などで対応している。ただ、浜田では今まで急にたくさん出たりクラスターになったことはないのですが、市の保健師に相談を任せたいといったことはなかったが、今後そういうことがあれば、本人の了解があれば市も対応できる。そういう体制を取っているが、これはあくまでも県が対応することになっており、誹謗中傷については市長からホームページにしっかり出している。対市民に直接保健指導や相談に乗ることは難しい。ただ、電話や窓口に来られたときは一般的な相談はしっかり乗っているし、かかってないけど心配されている方の相談にはしっかり浜田市の保健師も、各支所の保健師もいるので、相談していただきたい。

佐々木委員

本人がわかるわからないという問題ではなく、そういう状態に追

	<p>い込まれた方が相談できる先として、浜田市が対応できるかなのだが。</p>
<p>健康福祉部長</p>	<p>そういう相談があるときには乗っているし、民生委員や地区の方から相談があったときも保健師などで相談に乗っている。ただ、感染者本人かどうかは我々には一切わからないので、そういう話はしていない。それ以外で、保健所からこういうことがあるとか、いろいろ相談があればそれには保健師が対応している。</p>
<p>健康医療対策課副参事</p>	<p>部長が申し上げたとおり、保健所では感染者や濃厚接触者、家族を含めて体調の確認だけでなくメンタル面、生活面も含めたフォローをされていることは聞いている。市の介入が必要な場合は、本人の了解が取れたら市の保健師に連絡が入り、一緒に訪問するような体制づくりもできている。保健所には専門の職員もいるし、精神科のドクターとのつながりもあるので、専門的な対応が十分できていると思っている。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>今の話を聞くと、保健所や市が連携して対応しているし今後もできるという認識でよいか。</p>
<p>健康医療対策課副参事</p>	<p>100%必ず防げるかという点、自死というのはいろいろな条件が重なって起こるのではっきりと申し上げられないが、対応は十分、できる限りのことはできると考えている。</p>
<p>柳楽委員長</p>	<p>ほかに。 (「なし」という声あり)</p>

(2) 陳情第 205 号 市民が利用しやすいようごみステーションの運用整備を求める 陳情について

<p>柳楽委員長 岡本委員</p>	<p>審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。金城の状況について聞きたい。</p>
<p>金城市民福祉課長</p>	<p>金城地域のごみステーションの回収状況だが、金城では町内会が全部で 68 町内あり、そのうち可燃だけ、不燃だけ、と全部の種類のごみを集めていないステーションを持つ町内会については 20 町内ある。箇所数でいうと全部で 156 か所中 67 か所という状況になっている。</p> <p>陳情者から 4 月に意見をいただき、統一されていない町内会に全部取られるような意向はあるかと調査させていただいた。金城は過去より町内会の申請に基づいて、例えば可燃だけとかの取り扱いをしてきた。調査の結果、先ほどの 20 町内のうち 15 町内から回答を得た。全部の種類を取ってほしいとの希望があったのが 10 町内で約半分あり、現状のままでよいというのが 5 町内、未回答が 5 町内。</p> <p>支所としては当然、取ってほしいところはほかの地域と同じように担保しないといけないと思っているが、町内会でまだ可燃だけでよいというところについては、それを無理に変えるのは難しいと思っている。今後また状況を見ながら、いつでも全部取るような対応をしていきたい。</p>

岡本委員

金城は希望の出たので対応していくということと理解した。陳情にはいろいろあったが、ごみステーションは各町内が持つ大きな問題だろうと思う。その中に拒絶するものがあったりするのはいかがなものか。この実態があるかどうかは執行部に今後調査していただきたい。

実際、自分たちが新たに来たから私は権利があって、ここに置かせてほしい、というのは少し状況が違うのだろう。昔からその地域がいろいろな問題を抱え、整理してその場所に設定し、その後の維持管理もされていると思っている。私は商店街に朝行くこともあるが、汚いと思ったことがない。私が言いたいのは、この陳情を見ると、個人と町内会のもめごとが上がっているように見えてくる。執行部においては、この前地域協議会と市議会との意見交換会のときもあった、実際そういうところは町内会がやる上で大事なところなので、そこは当事者同士に入ってもらい、問題を解決すべきだろう。でないとトラブルを持ち込んで我々議会がどう判断してくれるかを求めておられるようである。我々は地域の紛争を解決するところではない。ぜひ執行部にも考えていただきたい。

柳楽委員長

陳述者に再度申し上げるが、途中で言葉をかけたりしないようにしていただきたい。執行部と委員とのやりとりなので、よろしくお願いする。

市民生活部長

個人と町内のトラブルになっているのではないかという話だが、陳情者の立場とすれば、市の条例では市が施策を積極的に市民に協力してもらわねばならないという立場で意見を述べられている。町内に入っていない方にも十分配慮すべきではないかという立場で話をされている。これを突き詰めれば、ごみステーションは市が直接的に関与して、きちんと衛生的に景観上も管理していくべきだという立場でお話をされているので、その立場で理解すれば。

ただ、市としてはごみステーション設置要綱ではごみステーションは町内や集合住宅管理者が責任をもって管理することとしており、その中において衛生的でなかったり、基準に合致しないようなところについては町内任せではなく市が率先して積極的に改善を図ろうということで、浜田市の顔でもある銀天街にかかわるようになった。これは今まで陳情者が言われるように、町内会任せだった部分を改善した。ただ今後の会議において陳情者が言われるようにごみステーションの管理を市が直接的にということは、協働のまちづくりとして町内と行政は助け合っていこうという考え方とは相反するものではないかと感じている。担当課としてはごみステーションの管理は町内会や集合住宅管理者と協力してこれまでのように管理していきたい。市の方針を一方向的に押しつける形では継続的・安定的なごみステーション管理は難しいだろうから、議論になってくるところだと思う。

岡本委員

この前地域協議会の方の話を聞いて、これが事実であればなのだ

が、例えば商店街で自分のところに新たにステーションをつくりたいという話があり、それがトラブルの原因だという話を聞いた。商店は業務だから、業務の部分は市ではなく専門業者を取ってもらうということであれば自分の店の前でもよい。これは都会でもそう。早朝に店の前を出しておくとして4時、5時に回収に回る。もし自分のところが業務としてごみを出すなら、私はそういう形でもよいと思う。そのかわり業者に直接お願いしてくれというのは市は言うべきだろう。ただ、これが市民生活、いわゆる通常的生活の中であれば、やはり町内で決められた場所へ集める、町内で決めたルールに従うということは明確に言うべきだろう。

市民生活部長

ご指摘のとおり、銀天街において我々が町内会にかかわってごみステーションの出し入れの手伝いをする中で、町内に入っている方、入っていない方、主に飲食店が多いが商店の方、その三者に対応することが必要になっているにもかかわらず、商店街ひとくくりとしてごみ対策をお願いしているところが問題の根源かと感じている。町内会と話して改善策を検討する中、商店街にも商店の対応を考えてもらっている。なぜなら商店は専門業者に収集をお願いすることに基本的にはなっているが、個数を限定して商店も出してよいことになっている。通常のごみステーションで受け入れないわけにいかないことになっているので、さまざまな立場でごみを出される方に対応しようとして解決が難しい問題になっている。

岡本委員

いずれも難しいことはわかっているが、少し汗をかかないと個々の対立をかなりの広範囲でやる形になる。早く収束させるために頑張ってもらいたい。

澁谷委員

この陳情書には「条例どおりにする必要はないのか」という一文が最後にある。執行部としては条例どおりにこの問題に対応している認識か。

市民生活部長

条例どおりできているかという点については、衛生上と景観上に配慮できてなかった部分があると思っていたので、改善を凶っているところである。ただし陳情者がこの陳情で本当に意図しているような、町内などに委託する形ではなく市が直接的にごみステーションを管理する必要があるという陳情であるならば、違うのではないかと考えている。

澁谷委員

都会地の繁華街の飲食店は、午前中にごみが残っているのは景観上プラスにならないから大体夜中など、自治体も配慮して収集をしている。浜田市はおそらくそういう形になっておらず、商店街や飲食店街に対して特別の配慮や契約というか、景観を維持しようという発想がこれまでなかったのではないかというきがするが、その辺はどうか。

市民生活部長

例えば商業者が出す産業廃棄物に当たるものを、一部であっても例えば10個以内なら受け入れるという浜田市のやり方が独特なので問題が生じている。そこをきっちり区分けしてしまえば今のよう

な問題は起こってなかったと思う。

それはそれとして浜田市がいろいろな対策を講じていかなければならないということについては、町内会だけではなく新しい方法を模索していきたいと思うが、ただ、それは個別の特別な事案であり、原理原則は町内会などをお願いしたいと思っている。

田畑委員

この陳情書には金城のことが書いてあるが、金城の住民はこれでよいのか。こういったことをするからポイ捨てや野焼きなど、いろいろなところに問題が起こっていくのでは。68か所あって20か所は集めてもらわなくてよいとなっている。すると20か所の人は例えばプラスチックはどうするのか。野焼きするのか。

金城市民福祉課長

一つの町内の中でステーションを複数持つておられ、可燃物だけのステーションと、不燃・ペット・プラのステーションを別に持つておられる。トータルすると複数のステーションで全部のごみを回収できるようにはなっている。投棄などすることはない。

田畑委員

大きな町内になるとごみステーションが多いということか。そういうやり方をすると遠距離の人は、金城の地形からして、500メートルも1キロも離れたところへ持つていけるか。そういうことが不法投棄などいろいろな問題の原因になる。地域の人も支所も、全く問題がないというならそれでよいが、問題ないのか。

金城市民福祉課長

特別、これまで区分がまちまちになっていた町内会からお困りの声は聞いてない。このたび指摘があつて、実際一つのステーションで全部のごみを回収することは可能なので、そうならないところについて、負担軽減の観点からも改めて全部取るつもりはないかと意向調査を行った。それでもなお、今のままでよいと回答されたところもある。この辺は支所から無理に変えるのは町内会の混乱を招きかねないので、提案は引き続きするが慎重に対応したい。

田畑委員

地域の人がそれでよいと言われるならよいが。野焼きや不法投棄など、浜田市にはポイ捨て条例もあつて、そういうところに問題がかかってこないような話し合いの仕方をしていかないと。現状でいくと非常にまずいと思う。いろいろな問題が起こらないようにしていただきたい。

佐々木委員

この陳情は銀天街と金城と、2か所のごみ処理について出ていて、結論として条例どおりにすれば解決に向かっていくのではないかという内容なのだが、今の話を聞くと、銀天街についても条例よりさらに細かい、三者間でのルールが必要という意見も出ていた。

金城についても、全て取るところとそうでないところとか、この陳情には町内会長の越権行為や妨害行為まで書いてあるが、金城についてもさらに細かいルールづくりによってこういったことが解決できるなら条例どおり、さらに細かいルールづくりを進めていけばよいと思うが、そういう方向である程度は解決できそうな問題か。

市民生活部長

条例どおりという陳情者の言葉が、究極的には市が全て直接的に管理すべきという話なので、三者間のルールや金城独特のルール、

町内のルールという話とはまた別の問題で、今のこうした町内や地区のルールという話とは少し違う気がしている。

佐々木委員

新しい分譲地に入居された方や町内に属してない方に対し、これまでとは違った細やかな対応が必要ではないかということについては同意する。

恐らくごみ処理の問題、ごみステーションの問題については、これまでもさまざまな問題が提起されたり、随時解決されたりなどが繰り返されてきたと思う。ただ今回こうして表に出てきたので、改めて条例だけでは解決できない問題を、さらに細かく改めて決めていかないと、できない案件が出されたということなので、方向性としてはこれ以外にもいろいろな問題が背景にはあると思う。

市民生活部長

基本的に条例以下の詳細なルールづくりを今後進めていく必要があるのでは。担当部長として大まかな方向性、思いをお願いします。

大きな基本方針としてはこれまでどおりごみステーションの管理は町内会などをお願いしたいが、やはり町内に入っていない方や商店主への対応が十分でなかったとは思う。具体的な対策が何かはここでは申し上げられないが、具体的な施策に落とし込んでいくような検討を進めたい。

柳楽委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(3) 陳情第206号 雨で犬の尿が流れない箇所の衛生対策を求める陳情について

柳楽委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

岡本委員

この陳情、要は犬のふんは取るが尿はそのままの状態になっているから何とかすべきではないかという捉え方でよいかと思うが、執行部はどう受けとめているか。

市民生活部長

私どももそのように受けとめている。

岡本委員

そうであれば、陳情者のみならずいろいろな方が不快感は持っておられるのだらうと思う。我々議員が他市に視察に行った折、商店街を朝歩いたりすると、ある地域では犬のふんを取る道具と併せて、ペットボトルに水を持っておられ、尿を流していた。こういう機会だから、愛犬家の方々にご理解いただき、働きかけになるよい機会ではなかったかと思う。商店街の自分の店などの周辺で匂いがすることについては、飼い主の義務としてやってもらう働きかけを環境課としてしていただきたいのだがいかがか。

市民生活部長

ご指摘のとおり、啓発活動をするために看板があるか朝確認してきたら、犬のふんについては書いてあるが尿については書いてなかった。委員もおっしゃり陳情者も心配されているように、尿にも対応するよう広報、啓発などに力を入れていきたい。

柳楽委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

これから陳情の採決に入るが、採決の前に自由討議の希望がある

か。

(「なし」という声あり)

ないようなので採決に入るが、陳情の採択・不採択は聞き取りやすいよう「賛成」「反対」または「継続審査」と発言し、反対の理由も述べていただくようお願いする。

柳楽委員長
小川委員

○「陳情第204号 コロナ陽性者の自死対策を求める陳情について」

反対のご意見があればお願いします。

議論を聞いていると、陳情内容以上に議論が膨らみすぎているのだが、陳情の審査からすると、内容を読むといくつも疑問がある。何を議会に求めているかよくわからない内容になっている。そういう点から私はこの陳情に書かれているテーマについては重要性があるが、この陳情そのものについては区別すべきという考えで反対である。

柳楽委員長

ほかには。

(「一部採択」という声あり)

一部採択という意見が出た。一部採択の内容を明確にせねばならないので、ご発言いただきたい。

岡本委員

小川委員が言われたように、この内容について疑問点はたくさんあると私も思っているが、対応を求めたいということは間違っていないと思う。この部分については採択したい。

澁谷委員

私はコロナについて精神的なケアをすることには賛成である。ただ、対策が地方自治体にできるのか疑問である。それは本当は国が対応すべきではないかということで一部採択。

佐々木委員

前段に書かれている事例については、聞いているということそのまま受けとめるのは難しい。最終的に対策は保健所と市とでやっているとのことだが、さらに続けていただきたい、拡大していただきたいという思いで一部採択としたい。

柳楽委員長

一部採択として言われた意見とすると、全体をそのまま採択というのはなかなか難しいが、コロナ陽性者の自死対策を求めるという、その部分だけを一部採択という考え方でよろしいか。

(「はい」という声あり)

では一部採択について賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は、一部採択とするものと決した。

○「陳情第205号 市民が利用しやすいようごみステーションの運用整備を求める陳情について」

柳楽委員長
小川委員

反対の方の意見をいただきたい。

ごみ問題は各地域でも深刻な問題としてどこでもあるが、話を聞いていても条例にのっとって運用されていると思っている。これもやはり住民自治の基本的な問題だと思うし、基本は住民の方々

内で話し合っ決めていく姿が必要と思うし、自分が思うようにならないからといって、すぐ市に対して何とかしろという趣旨の陳情については賛同できないので反対する。

岡本委員

私も小川委員の意見に同調する。先ほど執行部に質問させていただき、対応を求めた。まずそこをやっていたらこうということで、条例がどうこうというのは後の問題だろうと思っているので、私は不採択にする。

柳楽委員長

ほかには。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

それでは、陳情第205号について採決する。

本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は、採択とするものと決した。

○「陳情第206号 雨で犬の尿が流れない箇所の衛生対策を求める陳情について」

柳楽委員長

反対の方の意見をお願いします。

小川委員

気づいた方が飼い主の方をお願いするなどを含めて、地域のコミュニケーションをうまくしていくことが必要である。これも市が特に関与すべき問題ではないと考え、反対である。

柳楽委員長

ほかには。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

それでは、陳情第206号について採決する。

本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は、採択とするものと決した。

以上で陳情審査を終了する。

1時間以上経過しているため、ここで休憩を取りたい。再開を11時15分とする。

[11時04分 休憩]

[11時13分 再開]

3 議案第56号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

続いて本委員会に付託された市長提出議案3件の審査に入る。執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

岡本委員

新旧対照表が提示されている。第50条、これが新たところで表

- 示されていると認識している。ここの「電磁的記録、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式」という形で表現されている。これについて説明を求める。
- 子育て支援課長 電磁的記録とはコンピューターで処理される記録のことであり、データのことを指す法律用語の一つである。ハードディスクやCD、DVDなどに蓄積されるものとされている。
- 岡本委員 率直に、今までこういう形で文書にされているのと、データとして抑えられているものをあえてここに上げられたのは、何か特殊なものがあるのかと思った。「人の知覚によって認識する」という言葉が大変難しい表現で、何か障がいのある人に対するものなのかと思った。
- 子育て支援課長 これまでは事業所において利用児童の保育台帳、保育日誌など、書面で記録・保存されることが想定されていた。こういった帳簿類について、これからはパソコンなどで作成してデータで保存することを可能にしたという内容を明確化した条例改正である。
- 岡本委員 そうなると書面で残すものと、電磁的記録で残すものと、二つがあるということか。
- 子育て支援課長 どちらもできるということである。
- 柳楽委員長 ほかにあるか。
- 村武副委員長 柳楽委員長。
- 柳楽委員長 この家庭的保育事業というのは、浜田市ではこれまでないと伺っていると思うが、今現在もないということではよろしいか。
- 子育て支援課長 現時点でも浜田市内で認可されている事業者はない。

4 議案第57号 浜田市病児・病後児保育室条例の制定について

- 柳楽委員長 執行部から補足説明はあるか。
- (「なし」という声あり)
- 委員から質疑はあるか。
- 澁谷委員 これまでの病児病後児保育の、浜田市の失敗というか、反省というか、そういうことがあって地下に病後児保育室を設けたことのまたその失敗と反省というか、そういうものの志をあまり感じず、ただ利用料の千円を条例化するためにつくった条例としか見えないのだが。今までの反省と経験を生かした条例になっているのか。担当課長の認識を伺う。
- 子育て支援課長 以前小児科医院でこの事業をやっていたときは、病院の中で医師が常駐した状態で子どもを見ていただいていた。地下ですることになったのは当面の期間、病後児だけということで対応していたが、実際利用は減っている。
- 保護者の子育てと就労との両立を支援する目的でこの条例を制定している。誰かに見てほしいときをお願いできる方がおられない保護者のため、環境整備するためにこの病児病後児両方が見られる形にするものだが、実際この事業を実施することになれば、より保護

- 者に利用していただきやすい内容にしたいということで、利用料は病院で実施していたときに2千円にしていたものを、負担を軽減するために千円にしたり、あとは開館時間も今は8時15分からにしているが、出勤時間に間に合わない方がおられたりということで、15分早めた。なるべく利用しやすいと思っただけの施設を早く整備したい気持ちで取り組んでいる。
- 澁谷委員 市民の方が利用しやすい設定にしているという配慮をいただいたのは大変結構なことだと思う。これまで年間利用者300人くらいだったが、利用しやすさに対して、幼児人口が減ってはいるが、その辺についてやはり目標はあくまでも300人なのか。利用しやすさを考えて数字の設定の目標があるのか。
- 子育て支援課長 以前は年間300人の利用があったが、現在は年間20人程度となっている。今後の見込みについては子ども・子育て支援事業計画で想定されている人数がもとになっているが、年間約200人、月にすると16、17人程度を見込んで試算している。
- 岡本委員 議案質疑でも運営費について質疑があった。680万円という数字がここに記されている。令和4年度以降は1560万円という表現もあった。このことについて再度説明を求める。
- 子育て支援課長 令和3年度は約430万円。令和4年度から令和6年度までは約1560万円を計上している。
- 佐々木委員 あんず保育室のときは病院なので、職員というか配置される人を特に改めて採用する必要がなかったが、今回の必要な資格要件を持った方の配置というのはどういう状況になるのか。
- 子育て支援課長 今回、医師が常駐していないが医療機関でない施設で病児対応型等を実施する場合は、あらかじめ協力医療機関や指導医を選定して協力をお願いすることとなっている。この部分は指定管理者と相談していくことになるかと思う。その他は、看護師、保育士などの資格を持った職員を配置を見込んで人件費を計上している。
- 佐々木委員 議案質疑のときにも指定管理で手を挙げてもらえるところがどうなのかということで、問い合わせも何件もあり、ある程度期待はあるという話だったが、その辺を改めて伺いたい。
- 子育て支援課長 同じ答弁になってしまうが、市内の保育所等に意向調査をさせていただいた。県内の病児保育事業に取り組んでいる中でも約60%が保育所で運営されており、自園の子どもだけを預かっているところもある。そういうこともあって園長会でお話ししたり意向調査をしたが、現時点で積極的に、これから新設する施設でという事業実施に前向きな回答をいただいていないということもあった。
- この事業を指定管理にすることにしたのも、類似事業に関する事業の実績があるところをお願いできればということもあって、指定管理者を公募することになったが、実際に問い合わせをいただいているところが複数あるので、今回公募する方向に決まった。
- 佐々木委員 期待感はかなり強いというのが今のところの感覚か。

子育て支援課長	結果的には公募してみないとわからないが、現在こちらが把握していない業者から申し込みがある可能性もあるので、いずれにせよ直営ではなく指定管理という方向性が決まっているので、それに向けて準備していきたい。
佐々木委員	先ほど指定管理料の話があって、令和4年から6年の3年間で1560万円ということで、大体年平均500万円となるのだが、この指定管理料はこれまでのあんず保育室の委託料と比べてどうなのか。
子育て支援課長	これは、令和4年度から令和6年度までが毎年約1560万円ずつである。令和3年度については1月から3月分だけの3か月分なので430万円で今回補正で上げている。 あんず保育室に委託していたときには、年間約850万円程度の委託料でお願いしていた。今回人件費部分がこの指定管理料のほとんどを占め、金額が上がっている。
岡本委員	令和4年度から1560万円で、年間で200人を設定している。それが、要は指定管理の運営の考え方だが、この200人を超えた場合、これが下回った場合、管理料を単年度で計算するのは理解するが、次年度についての考え方を伺う。
子育て支援課長	利用料については指定管理者の収入になるということで13条で定めている。
岡本委員	ということは1560万円は定額だと考えてよいのか。
子育て支援課長	基本的に利用人数に応じて変わるものではない。
柳楽委員長	ほかにないか。 (「なし」という声あり)

5 議案第58号 浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例を廃止する条例について

柳楽委員長	執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり) 委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり) 以上で議案審査は終了した。採決は後ほど行う。
-------	---

6 執行部報告事項

柳楽委員長	初日の委員会で確認したとおり、執行部からの説明は補足説明のみとさせていただく。
-------	---

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について

【健康医療対策課】

柳楽委員長	執行部から補足説明はあるか。
健康医療対策課長	1点目の新型コロナウイルス感染症患者の状況についてである。現在浜田市内の感染者数は累計で30人である。12月・1月の年末年始、4月・5月の引っ越し、異動シーズン、ゴールデンウィークといった人流の盛んな時期に感染者が出ている。やはり市外の方との接

触機会が増えることが感染拡大につながっていると確認される。ただし、確かにゴールデンウィーク明けごろは感染者が連続して発生したが、5月25日の30症例目を最後に、浜田市では感染者は出ていない。市民の感染予防対策の徹底により効果が出ているものと思っている。

また全国的にもワクチン接種が進んでおり、その効果が出始めているのではと思っている。

2番目の電話相談の状況、3番目の外来センターの状況については記載のとおりである。なお外来検査センターについては県との委託契約が10月31日までとなっているので、その日をもって終了予定だが、今後の感染状況によっては期間延長の可能性もある。

柳楽委員長

補足説明が終わった。委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 令和2年度はまだ健康チャレンジ事業実施状況について 【健康医療対策課】

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 浜田市子育て世代包括支援センター並びに浜田市病児・病後児保育室及び浜田市休日応急診療所の整備状況について 【子育て支援課】

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 令和3年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について 【保険年金課】

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。

保険年金課長

当初賦課の状況については資料記載のとおりだが、2ページ目後半5の通知書発送のところに記載している、相談窓口の受け付け状況について補足説明させていただく。

本年度は会場などの関係から保険年金課単独で相談窓口を開設している。期間中、電話での問い合わせを含めて189件の相談をいただいている。昨年と比べると約3割減となっている。

賦課内容に関する相談が142件で例年並みとなっている。一方減免に関する相談については36件となっており、昨年に比べて半減している。特に新型コロナウイルス感染症の影響による減免受付件数は昨年度の32件から、今年度は3件となっており大きく減少している。コロナ減免が減少した理由については、昨年度コロナ減免の対象となった世帯については今年度の賦課の対象となる総所得金額が下がっていることによるため、今年度の保険料自体が昨年度よりも

低く算定されている状況が主な要因と考えている。

コロナ減免については本年度も引き続き実施することとしているため、対象世帯については今後しっかり対応していきたい。

柳楽委員長
岡本委員
保健年金課長
岡本委員
保健年金課長
柳楽委員長

補足説明が終わった。委員から質疑はあるか。

減免が前年36件あり、このたび32件という説明があった。36件前年度にある方は、当年度についてはかなり金額を抑えているから、この方々は対応できている。新たに32件起きたということは、コロナの関係で68件あるという認識でよいか。

減免の相談自体が今年は36件になっている。昨年度は全体で69件なので、約半分になった。そのうち昨年度はコロナ減免の受け付けをしたのが32件あり、今年度は36件の減免相談のうちコロナ減免の受け付けに至ったのが3件となっている。

前年のコロナ相談はたくさんあって対応し、60件超あったうち32件を減免した。このたびは今3件という形で、とりあえずご相談については対応できているという認識でよいか。

そのように認識していただいて結構だと思う。
ほかには。

(「なし」という声あり)

(5) 令和3年度 個人市民税の当初賦課の状況について

【税務課】

柳楽委員長
税務課長
柳楽委員長
岡本委員
税務課長

執行部から補足説明はあるか。

詳細については資料記載のとおりである。当初賦課の調定額については21億円で、昨年度に比べて1100万円減となっている。納税義務者についても207名の減と上段の表に書いてある。

2番目はその要因だが、寄附金税額控除というところが大きく影響している。直接税額を控除するためその関係と、それから住宅控除の関係。それからほかの所得控除の関係、合わせて1100万円の減である。

3番目には参考に、浜田市民が申告したふるさと寄附の状況について記載させてもらっており、人数は29年度と比べて約倍増している。

最後に相談窓口の件については、昨年と比べて約110件の減で243件になっている。先ほどあったように、去年までは国民健康保険と一緒にやっていたが、今回は個別会場というところも多少あったのかと思っているが、来庁された方には職員が丁寧に対応し相談を受けている。未申告の方や税額が増減したことについて説明している。

補足説明が終わった。委員から質疑はあるか。

3番の、浜田市民が申告したふるさと寄附が倍増したことについて、どのような分析をしているか。

この件については制度の理解も増えてきているのかと。はっきりした理由かどうかわからないが、やはりコロナの関係で巣ごもり需要があったり。あとは臨時給付金やいろいろな要因が考えられるが、

柳楽委員長

あくまでも推測の域を出ない。

ほかには。

(「なし」という声あり)

(6) 令和2年度 市税収納率について

【税務課】

柳楽委員長
税務課長

執行部から補足説明はあるか。

これも詳細についてはすでにコメントも書いて表もつけさせていた
ただいているので逐一は控えさせていただくが、今年度の報告で例
年と違うのは、表の右側部分に徴収猶予の関係を載せている。例年
だと左側の令和2年度の前年比として、現年分については昨年度と
比べてマイナス1.39ポイント、滞納繰越分については5.21ポイン
ト増ということで、合計では1.15ポイント落ちた収納率ではあった
が、徴収猶予のところを加味したのが右の表になっている。これで
いくと現年度分の収納率も99.48ということで、近年では一番よい
令和元年度と同水準で何とか確保できた。滞納繰越については前年
度よりもポイントが高い。合計しても令和元年度と比べて0.17ポイン
ト増という形で、このコロナ禍にあって、苦戦すると昨年度の担
当から当初は聞いていたが、皆の納税意識や、納得いただけない方
については差し押さえなどもしながら確保できたのかと。

年度当初、軽自動車税と固定資産税の1期について、昨年の臨時
給付金があったおかげで当初から早く納付していただいた傾向があ
ったと聞いている。あと各種事業所の給付金もあったと思う。生活
が苦しい中で納税意識をとてご理解いただきながらできたかと分
析している。

今年度はさらに厳しい状況が続くと思うので、現年分を増やさな
いようしっかりやっていきたいし、早期対応しながら滞納処分、差
し押さえなど、公平性の面からしっかり実行していきたい。

柳楽委員長

補足説明が終わった。委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(7) 凍結災害発生時の対応について

【管理課】

柳楽委員長
上下水道部長

執行部から補足説明はあるか。

5月臨時会議の全員協議会の際に、この冬に向けての凍結対策体
制について6月定例会議で報告することになっていたもので、今回報
告させていただく。担当課長から補足説明する。

管理課長

資料2の配備体制の基準だが、マイナス2度以下の予報を確認し
たときと、また一般的に水道管の水が凍りやすくなると言われてい
るマイナス4度以下を確認したときを基準としている。

まず市内でマイナス2度以下の予報を確認したときに準備体制を
立ち上げ、上下水道部と支所で連携して凍結準備体制を取り、住民
に向けて水道管の凍結予防対策の喚起などを行う。また市内で実際
にマイナス4度以下を確認したとき、上下水道部と支所で連携して

対応できる場合は第1配備の凍結警戒体制、応援職員を配置して上下水道部と支所で対応できる場合は第2配備の凍結警戒本部体制、全庁体制で対応する必要がある場合は第3配備の凍結災害対策本部体制を立ち上げ対応する。

マイナス4度以下の確認方法は、現在のところは職員が各観測地点の情報をパソコンで確認したり、地域に電話して聞き取りを行ったりする方法しかないので、今後自動で通報が来るシステムの導入を検討している。

3番は第3配備の全庁体制時の班体制である。全庁体制のときには市長を本部長とした凍結災害対策本部を立ち上げるが、浜田地域以外の地域で凍結災害が発生した際には、副市長を本部長とする現地対策本部を支所に立ち上げ、本庁と支所で連携を密にして対応に当たる。現場の対応は一番下にあるが、工務班、止水班、広報班、給水班、電話対応班の五つの班を組んで対応する。総務部と連携し、各班には風水害のときの本庁の災害対策本部の班を当てて対応する。

次ページの横長の資料には、平常時の取り組みとマイナス2度以下の予報を確認したとき以降の、班ごとの活動を時系列に載せている。各段階において支所と連携して取り組む。

この冬、金城の今福にタンクを増設し、24時間の間に止水すると説明してきたが、左下太枠の矢印に、24時間と書いてある部分がそれに当たる。この部分で漏水管の止水をして回り、断水を回避する。

太文字の部分は金城での凍結災害の反省を踏まえ、特に重要と考えている部分である。また1枚目資料の見出し下に「令和3年7月1日版」と記載しているが、今後このマニュアルは実態に合った内容となるよう、随時改正していく。

柳楽委員長
岡本委員

補足説明が終わった。委員から質疑はあるか。

防災対応については理解した。実態として水道の職員は何人いて、どういう形で配置されているか。

管理課長

上下水道部の正規職員は34人いる。課ごとでは管理課が8名、工務課が15名、下水道課が10名である。

岡本委員

もっとおられると思っていた。実質的にこれで対応されると思うが、大丈夫か。足りないのでは。

管理課長

上下水道部と支所で連携して、すみやかに活動を始める。応援職員が必要かの判断も早目にしたい。

岡本委員

応援職員について。市の体制の中に、34名だけでなくほかの経験者もおられると思う。私はそういう方々が応援体制で来る形があると思っているのだが考え方は。

管理課長

第2配備から、経験者の力を貸していただくような場面が出てくると思う。上下水道部の経験者には、主に工務班と電話対応班などで協力いただきたいと思っている。

澁谷委員

民間企業との連携はどうか。実際全ての工務は民間企業がやっている。本部はマネジメントされているのか。

管理課長

市内で水道事業をされている方々のことだと思うが、先日も協議した。やはりこういった凍結災害が起こったときには民間の方もそれぞれ住民から依頼があって、各家の止水も兼ねて調査や修繕をするため大変忙しい状況だと聞いている。ただし、お互い協力しながら進めていこうということで了解はいただいている。

田畑委員

凍結はやむを得ないとは思いますが、金城の場合マイナス4度でそういう対応をされるが、金城地域の水道管の埋設そのものに問題があると感じるのだが。例えば浜田市内なら基本的に1メートルから1メートル20は埋設するのだろうが、町村の簡易水道を市の水道部に引き継いだわけだが、そのときの埋設が例えば30センチやほぼ露出に近いというところも併せて見ていかないと、気温が下がったら旭などもっと早く凍結して断水するのが普通だろうと感じる。今の体制もつくると同時に、実際の図面も正確なものはないと思うが、おおむね本管のある場所はわかると思うので併せてチェックしておかないと、イタチごっこのような格好になりはしないか。

工務課長

各地区の水道本管の埋設についてだが、ご指摘のとおり基準としては何センチ以上、何メートル以上とある。これはどこも変わるものではない。ただし実際に過去に埋められたものを修理する際、少し深さが足りないところが見受けられることはたまにある。現在更新する際には基準に沿ってやっている。

各地区とも深さは同じ規準だが、凍結災害を受けやすいのは土に埋まっているものよりも橋の横についているよなところのほうがやはり弱いので、今後は深さも確認するが、橋の横についている管も定期的に点検して、早目に見つけて対応していきたい。

最後に図面の件だが、旧事業をそれぞれ引き継いだ図面について、デジタルデータとしてマッピングでも持っている。これを参考にするのだが、精度が1センチ単位、10センチ単位。少し性能の悪い部分もあるので、これも更新していくときに新たにデータを入れ直していく。管理や精度については向上に向けて取り組むことが必要と思っている。

佐々木委員

マイナス2度や4度を感知したときにこういう動きになるとのことだが、観測地点は6か所くらいあって、それぞれ気温が違うところばかりだと思う。これは平均で動き出すのか。

管理課長

マイナス2度の予報を確認したときというのは、朝8時半、昼1時、夕方5時の3回確認することになっている。マイナス4度を確認したときというのは、究極でいえば2度以下の予報を確認したときから常に監視するイメージである。

上下水道部長

少し補足させていただく。委員ご指摘のとおり、平均などではなくこの観測箇所いずれかのところでのこの温度を記録したら体制に入る。記録したポイント、地域に対応するというのではなく、1か所でも感知したら全市対象に、上下水道部としていろいろな情報収集や対策に入っていく考えである。

佐々木委員	例えばふるさと体験村でそういう観測があった場合には、全市的にそういう動きをするということか。
上下水道部長	全市的にというか、まずは上下水道部で体制を取る。状況確認に努め、それが上下水道部だけで対応できないとなれば、第2、第3の班体制に移る。
佐々木委員	被害が大きくなりそうな想定につれて対策本部の人数も増えていくのだが、なってからこの体制を組んで動くというのは、防災訓練と一緒に事前に何かしらの動きがわかるような情報共有を行っておかないといけないと思うが、ふだんの動くための取り組みについてはどうか。
管理課長	各班でマニュアルもつくり、そこに該当する見込みの市の災害対策本部に提供したり、掲示板に載せれば職員誰でも見られるので、マニュアルを掲示したい。 また横長の資料である平常時だが、凍結災害発生時の訓練というのも、内容はこれからだが行いたいと思っている。
佐々木委員	マニュアルもよいが、いざ事案が発生した際にマニュアルどおり動けるかが大きなポイントだと思うので、何かしらの訓練など、動きをしておくなど事前の取り組みが必要かと思うが。
管理課長	この冬が来る前にどういった訓練が効果的か、考えて行いたい。
上下水道部長	今回の対策の中で特に止水が一番重要だと考えているので、今は止水栓台帳を整備しているが、これができれば最低でも上下水道部の職員で止水して回る訓練は確実にしておきたいと思っている。
柳楽委員長	ほかには。 (「なし」という声あり)

(8) 金城地域断水防止対策について

【工務課】

柳楽委員長	執行部から補足説明はあるか。
工務課長	この資料作成以後の状況変化部分だけ説明させていただく。まず大きい1番、今福中央配水池タンク増設工事の進捗状況の中の2行目、6月7日に進入路拡幅工事の契約をした。現地作業はほぼ終了している。 それから3行目、6月11日金曜日にタンクの本体工事の契約が終わっている。契約金額は税込み1億4300万円。市内に本社のある水道施設工事業者が落札されすでに契約している。現在、現地での作業に向けての事前の打ち合わせ・協議をしている段階である。 大きい2点目、雲城地区の配水流量確保の進捗状況だが、これに関連して1行目、6月8日に小国地内の切りかえ作業を行ったと書いてあるが、その後6月15日までに現地作業が終わっている。 1段飛んで6月21日月曜日、23時から減圧弁などの調整による流量の確認を行った。詳細の報告にはならないが目標値として以前お示した1時間当たり96.7トンの流量に対して、119.1トンを22日火曜日の午前0時4分に記録している。併せてこの流量によって

付近の水圧低下がどの程度まで影響あるのかも確認している。水圧低下はかなり起きてはいるが、低下後の水圧自体が水道指針で基準としているものをクリアはしている。

大きい3番目、実態調査の進捗状況だが、本日時点で返信状況に若干の増があり、6月10日現在で1414件としていたが、1417件、最終が6月18日に返信があった。この内訳としては金城地域で1192件、浜田地域で225件になっており、全体で約70%については変更ない。

4点目、水栓台帳についても現在打ち合わせをして、実は地元の皆には、各戸に調査に入るというチラシを23日付で配布を依頼しているの、早いところはもう着いていると思う。週明けから順次調査に入る予定である。

2ページ目の大きい5点目、改正及び情報提供の中の(1)は先ほど管理課から説明したとおりである。(2)、(3)についてもここに記載のとおり今後進めていく。

3、4ページ目だが、資料として全体の回答状況を抜粋だがつけさせていただいた。

柳楽委員長
澁谷委員

補足説明が終わった。委員から質疑はあるか。

先ほど子育て支援センターのときには工事請負名が出ていたが、こちらの6月11日の工事契約締結の相手方はどちらか。

工務課長
柳楽委員長

相手方は合資会社石見水泉社である。浜田市浅井町に会社がある。ほかには。

(「なし」という声あり)

それではここで休憩としたい。再開を1時ちょうどとする。

[12時04分 休憩]

[12時58分 再開]

柳楽委員長
管理課長

委員会を再開する。冒頭、管理課長から説明がある。

午前中の凍結災害発生時の対応について、岡本委員から上下水道部の人数についてご質問があった件で、補足でもう一度説明させていただく。

上下水道部の人数は管理課8名、工務課15名、下水道課10名でかわりはないが、全体の人数を34名と申した。差になっている1名は部長である。

(9) その他

柳楽委員長

1件目、健康福祉部参事から、口頭で新型コロナウイルスワクチンの接種状況について報告があるとのこと。

健康福祉部参事

当初、接種の状況と今度の週末から始まる集団接種の予約状況の途中経過を口頭説明させていただこうと思っていたが、状況変化があったため、資料をもって説明させていただきたく、急な変更で申

しわけないがこういった形で説明させていただく。資料をごらんいただきたい。

(以下、資料をもとに説明)

岡本委員

地域が盆踊りなどいろいろな事業を考える中、どうしようかというところを持っている。先般市長が、おおむね9月いっぱいをめどにすべてを処理したいという流れの中、7月いっぱいには何%、8月いっぱいには何%という形が出れば地域に持ち帰り、その辺の数値を示しながら地域活動の検討材料になると思うのだがどうだろうか。

健康福祉部参事

具体的な時期のタイミングで何%というのは非常にはかりづらい。ただ、昨日の時点で高齢者部分だけで61%、今月末といってもあと数日だが65%はいくのでは。このペースでいくと高齢者に限ってだが7月末には80%をかなり超える接種率になるのではと思っている。ただ、そこから先の話は、個別の医療機関が精力的に対応してもらっていて、接種が進むと見込んではあるが、全国的なワクチン供給との兼ね合いもあったりするので、いつ時点で市民全体含めての接種率はなかなかお示しできない。

岡本委員

示すのが難しいとのことだが、以前本会議場で参事に問うた。1回目2回目の接種が終わった人がどういう証明書を持って動くのかという話はその後状況が変わったか。

盆踊りをするにしても、都会に出た家族が帰ってくるときに、その証明書が活用できるのではと思うが、証明書の発行についてお尋ねする。

健康福祉部参事

具体的に接種の証明となるのが皆に配付している接種券である。接種券が接種後は接種記録に変わり、券そのものが証明書になる位置づけではある。それとは別に新たに接種券を設けるとするのは、委員のお話とは少しそれるが、国が全国レベルでワクチンパスポートを用意することを進めている。これは海外に出たりするときのものなので、言われたような趣旨の使い方をするものではないが、国レベルではそういうものを統一的につくる予定がある。私どもではそのような形のもので何かの証明にするという想定はない。既存の接種券を本人の接種した証として持っていれば。

岡本委員

パスポートはともかく都会におられた方が帰られるのに接種が確認できるものを求めても大丈夫か。皆そのつもりで持ち歩くか。

健康福祉部参事

私どもで接種の証を持っていなければ何かしら活動の制約だとか、あるいは活動をしてよいといったものをお示しすることは考えていない。よい点も多分にあると思うが、それがないからいろいろな制約があったり、ものに入れないということにつながるようになっては難しいというのが非常に悩ましい。

岡本委員

私が求めているのはそういうものではなく、都会の方が接種券を同じように持っておられるなら、このことが確認できれば持って帰ってくれというお願いができると思うが、それは共通なのか。

健康福祉部参事	接種券が接種記録になるというのは全国共通ルールなので、皆同じように持っておられる。
柳楽委員長	ほかには。
	(「なし」という声あり)
柳楽委員長	続いて子育て支援課より、統合幼稚園に係る保護者アンケートに関して報告をお願いします。
子育て支援課長	令和5年度からの統合幼稚園における新たな保育サービスに関して5月に保護者アンケートを行った。その結果について昨日の総務文教委員会で報告させていただいたが、子どもに関する事なので資料を追加提出させていただいた。
	現時点での保護者ニーズを把握でき、いろいろな意見をたくさんいただいた。これを参考にしながら現場の職員も含めてこれから具体的な検討を進めていきたい。
柳楽委員長	説明が終わった。委員から質疑はあるか。
佐々木委員	アンケートの数に比べて意見が非常にたくさん出ている印象。これまで話が出ているように保護者の方々は、新たなサービスについてはかなり重要に思われていることが伺える。
	これを具体的にいつごろから導入されるのか。おそらく導入に当たって必要なことを見定めるためにこのようなアンケートをされたのだろうが、導入見通しがあればお願いします。
子育て支援課長	サービスによって導入時期が異なると思っている。統合までに前倒しで対応できるもの、統合と同時に実施するもの、新園建設時に実施するものと分けて整理しながら、今後の予定を立てていきたい。
佐々木委員	例えば一番早く統合前に導入できるのはどの事業か。
子育て支援課長	この中で、預かり保育については少しでも早く実施できるようにということで、現場の職員と具体的な内容や方法について協議を進めている。
岡本委員	給食のことでアンケートが出ている。多分市は幼稚園の給食については考えられると思うが、現在幼稚園の給食に係る厨房設備と、保育園に係る厨房設備とは大分違う。今の長浜幼稚園は給食設備はなく、従前の幼稚園の対策だから、もしこれが保護者の要望から給食を提供するとなると、多分かなりの費用がかかると思う。このことの認識について伺う。
子育て支援課長	幼稚園は給食が義務ではないのでそういう設備がない。もしこれを実施しようとするとなかなか課題がある。今の給食センターで給食が準備できるかというとなかなか難しい状況もあるし、配送してもらっても保管をしなければならない。環境整備の都合で数千万かかる見込みなので、それを本当にするのかどうかは、新園建設も併せて考えないといけないのでハードルが高いと感じている。
岡本委員	私もそう思っている。今の長浜幼稚園の建物敷地内、いわゆる厨房の面積が取れるのかとも思っているし、それに伴う上下水道を補う部分も少し課題が残るのだろう。私は個人的には長浜でないほう

子育て支援課長	<p>がよい、新園を考えるべきではないかと思っている。これが検討の対象になっているかお尋ねする。</p> <p>給食を自園でつくるかは先ほども言ったとおり義務ではないので、つくったものを運んで提供する方法を今は考えている。長浜幼稚園に統合した後にそれを実施するかについては、困難も多いため調査中である。</p>
佐々木委員	<p>この意見の中に、新しい統合園の場所として新しい子育て支援センターと併設したらどうかという意見が複数あって、機能的にも交通の便においても安全面においてもメリットがあるという意見があるが、この可能性、実現性とはどのような感じか。</p>
子育て支援課長	<p>自由記述でそのような意見をいただいた。子育て包括支援センターの計画ができるときに幼稚園の新設は入っていなかったため、今そのような予定はない。どこに建てるかは今まさに検討中だが、市が持っている土地のどこが適しているかを、予算面や面積で候補を考えている。</p>
佐々木委員	<p>一応先ほど子育て支援センターが先行してできて、そこへ後々併設というのは難しいか。</p>
子育て支援課長	<p>今計画中のセンターとの併設は、機能的にも面積的にもできないと考えている。</p>
柳楽委員長	<p>ほかには。 (「なし」という声あり)</p>
健康福祉部長	<p>続いて新聞報道について健康福祉部長より説明がある。 6月16日新聞報道があった病児・病後児保育事業に係る件について訴状が昨日届いた。詳細についてはここでご説明できないが、今後弁護士と相談して対応していく。</p>
柳楽委員長	<p>これについてはよろしいか。はい。ほかに執行部から何かあるか。 (「なし」という声あり)</p>

(配布物)

・浜田市人口状況 (R3.2月末～R3.4月末)

【総合窓口課】

柳楽委員長	<p>配布物があるので確認をお願いします。 それでは、ここで執行部からの報告事項について、全員協議会へ提出し説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。地域福祉課長。</p>
地域福祉課長	<p>執行部からは7番、8番、9番その他の新型コロナウイルスワクチンの接種状況についての3件を提案する。</p>
柳楽委員長	<p>執行部から示された意向のとおりでよろしいか。 (「はい」という声あり) ではそのようお願いします。</p>

7 所管事務調査

(1) 医療的ケア児の支援について

【地域福祉課】

柳楽委員長
地域福祉課長
佐々木委員

執行部から説明をお願いします。

(以下、資料をもとに説明)

今回の法整備によって地方自治体の支援が責務になったとのことで、対応していかなければならない重さが加わったと思う。その上で、具体的に医療ケア児が施設に通っているケースが若干名あるとのことなので、そういう方々への支援が具体的に進められていくのか。今までの家族がずっとつき添っている大変な状態が変わっていくのか。

地域福祉課長

具体的にはいろいろなお困りの内容があると思うが、もちろんこれからも相談は乗らせていただく。例えばこちらの学校が難しいので別の学校に行かねばならないとか、学校に行くための手段が難しいとか、いろいろあるかと思うが、今までは学校のことならこちら、病院のことならこちらという形だったものを、コーディネーターがコーディネートすることで一緒に考えていけるようになるので、ここがだめならだめという言い方ではなく、何らかの解決なり納得いただける状況になるまで一緒に支援をする。

佐々木委員

例えば今の法律上で使えないサービスを使いたいといったことになるとまた難しいので、何かかわりの方法を一緒に考えたい。

先ほども少し話があったが、医療的なケアをしながら基本的に通学ができるような体制がどうかというのが一番メイン的な支援になると思う。そういう支援が必要な方がおられた場合、可能なのか。

地域福祉課長

ケースバイケースにはなろうかと思うが、不可能ではないと思っている。例えば島根県の特別支援学校に通われる場合は、学校が必要と認める形での通学手段を学校が用意できない場合は、その実費、保護者が用意した通学手段の実費を負担する制度もあるので、そういう形を使うとすれば不可能ではないと思う。

佐々木委員

今そういった状態の方にとっては、今後は100%解決にはならないにしても何らかの新しい支援が進んでいくという理解でよいか。

地域福祉課長

努力義務から責務になったこともその一環だと思うし、我々もしっかりコーディネートさせていただきたいと思っている。

柳楽委員長

ほかには。

(「なし」という声あり)

8 その他

柳楽委員長

ほかに執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から執行部に何かあるか。

(「なし」という声あり)

ではここで執行部は退席されて構わない。

《 執行部退席 》

柳楽委員長

本日の議案について、採決を行う前に自由討議を行うべき案件があれば委員から提案をお願いします。

(「なし」という声あり)

では執行部提出の議案3件について採決を行う。

○議案第56号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第57号 浜田市病児・病後児保育室条例の制定について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第58号 浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例を廃止する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で福祉環境委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については7月5日の採決までに正副委員長で作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告フォルダに入れておくのをご確認いただきたい。皆に目を通してもらい、よろしければ委員長報告をその内容で行いたい。

9 請願等の意見陳述実施にかかる意見について (委員間で協議)

柳楽委員長

3月に続き今回も試行的に実施している。改善点やご意見があれば伺いたい。特にないか。現状のとおりでよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではそのように報告させていただく。これについては意見陳述を実施した各委員会から意見などを出してもらい、議会運営委員会に持ち寄って今後本格実施とするかどうか、実施する場合は最終的な規程を作成するとのことなので、そのようにご承知おきいただきたい。

10 取組課題「子育て支援について」(委員間で協議)

柳楽委員長

これまで子育て支援について皆で調査また議論等を重ねてきた。今後どのように行っていくか。吉賀町の視察や市P連の保護者の方

との意見交換等を通す中で、皆からこのことについては今後提案か要望ができるのではないかとといったご意見があればお願いしたい。任期もあまりないので、なかなか難しい点もあるかと思うが、その中で正副委員長で協議させていただき、医療費の部分について。市P連との意見交換の中でも、高校生に対する支援があまりないのでそういった支援を何かしていただきたいという話もあったし、吉賀町では高校まで医療費を無料にされている。もし皆で、これについて検討してもよいと言っていただければ、これについて進めてみてはどうかと思うのだが、皆からご意見はあるか。

なかなか難しいということであれば、今回この委員会としてはこのテーマに沿っての議論は終了することになると思うが。

澁谷委員

これまでも個別の委員が繰り返し、高校生まで医療費無料化というか、現行の月額千円の上限負担というのを繰り返し言ってきているのに、反応が悪い。それをまた、勝算みたいなものがあるなら子育て支援強化につながるのでは結構だが、何か勝算があるのか。

柳楽委員長
田畑委員

はっきり申し上げて特に勝算というものはない。

6月定例会議も終わりもう7月に入るし、残り任期を考えると短期間で結論が出しにくいと感じるので、ここままでやむを得ない気がする。

柳楽委員長
佐々木委員

二人から意見が出たが、ほかに意見はないか。

正副委員長提案ということで高校生の医療費についてあったが、これに限らず吉賀町や市P連との話の中で、ほかにも出ていた件がいろいろある。

冒頭に委員長は、できるものがあればとのことだったが、できるものを拾い上げるというよりは、ぜひこれは行ってほしいということをや望すべきと思うので、今の二つの調査についてある程度まとめたものを皆で認識して、その中でできるものがあればよいが、ないようなら、また次の委員会に、この団体についてこういう調査をしてこういう結果だと引き継ぐようなところはやっておいたほうがよいのかと思う。

柳楽委員長

例えば地域支援なども市P連からお話があったので大切なところだとは思ったが、これをまとめて要望等につなげるには期間が短くて難しいというところで、医療費のことについてであれば何とかまとめることもできるのかという判断で出させていただいた。

私個人的な意見を言わせていただくと、以前から言っているように子育て世代包括支援センターの中に教員経験者を配置してほしいという思いはあり、最初にこのテーマについて提言書として出していきたいものをつくる段階で、そのことも入れさせていただいた。

その後もいろいろ考えているが、北分庁舎に青少年サポートセンターが入っているが、あの場所は本当に適しているのかということもある。それを子育て世代包括支援センターの場所に持っていくことも一つなのかなと最近考えたりしている。

澁谷委員

佐々木委員が言われたように、まとめるところまで行かなくても、これまでの意見交換や視察を通して、今後必要ではないかというところをまとめて次に引き継ぐということもあるのではないかとこのことだが、そういうやり方でよろしいか。

とにかくこの委員会での議論がまだ少ないと思っている。認知症条例のときは月に何度も話し合っていて、侃々諤々の議論があって根本的に条文全部を取り除いたり、委員会内で議論があったが、今は委員長の思いを言われたが、それについて皆が腹入れするために議論が必要だと思う。それが不足している感じがする。委員長の思いを実現するためには議論していかないと、ただ委員長の思いだけを申し入れに採用してよいか、と言われていた感じがする。申し入れはできるが、各委員のポテンシャルを全然上げてないのが気になるのだが。

柳楽委員長

私としては皆にそういったところについてもいろいろと意見をいただければよいという思いはあるのだが、皆がこのことを必要だと思っておられるかということもあるので、議論していただければ私は大変ありがたい。同意いただけるのであれば議論させていただきたいが。

澁谷委員

私が一方的にこれをやろうというのが本当によいのかどうか。

だから最初に項目が出てきたので、この項目について今回議論しよう、今回は何々委員の意見について議論しようとか、そういう形でよいと思う。だから委員長の意にこだわらず、最初の段階で皆幾つか書いていたわけだから、その辺の議論が今回は、他団体との意見を聞くことは多いが、この委員会の議論が少ないような気がするのだが。そういう気はしないか。

岡本委員

澁谷委員が言われることもわかるし、佐々木委員の言われることもわかる。何らかの形でここではもう方向を示してあげないと委員長が困られる。とりあえず今の、要は出しているものを協議しよう。それで佐々木委員が言うように、それを結論づけることができるかどうかはわからないが、まずはやろうというところで私は同調する。正副委員長でまた積極的に諮ってもらえないか。

柳楽委員長

最初のおきに出していた4項目について、ということか。最初、提言書として出すに当たり、4項目について皆で研究・議論していこうということでやらせていただき、アプリについてと公園のことについてはもう要望書として出したので、残り2項目だったと思う。そのことについて、もう一度皆で議論を行っていくということでもよろしいか。

いつも気になるのだが、こちらから呼びかけてもなかなか皆の反応がなく、私の運営の仕方が悪いのかしれないが、いま一つ、皆どうしたいと思っているのかよくわからない。この4項目のうち残り2項目についてやろうという話になったときに、そのときに貧困のこととか、そういったことをやったほうがよいという意見があり、

そういう方向性に変えさせていただいたという経緯もあるので、その辺も含めて、皆のお考えを。

言ったように、もとの残り2項目についても一度委員間で議論していくのか、考えをお聞きしたい。

挙手いただいてよいか。ここで一応、このテーマに沿ってやるということを終了してよいと思われる方は挙手を。

とりあえずこのテーマについては、この委員会としてはこれで終了してよいという方は。

《 賛成者挙手 》

お二人。今とりあえずここで置こうといわれる方は2名だった。

先ほど出ている、残り2項目についても一度委員間で議論しては、というご意見の方は挙手を願います。

《 賛成者挙手 》

3名。ではここで休憩を取る。再開は後ほどお伝えする。

[13時51分 休憩]

[14時12分 再開]

柳楽委員長

委員長を再開する。議題10の取り組み課題の今後の進め方だが、今週中に皆から、これまで視察、意見交換等、また委員会委員内で議論してきた中で、この子育て支援について委員間の議論をしてみたいという項目について、事務局まで提出していただきたい。その後日程を調整させていただき、委員会を行い、その中で皆で議論していきたい。それでよいか。

(「はい」という声あり)

ではよろしく願います。

ほかに皆から何かないか。

田畑委員

先ほど澁谷委員から少し話があったと思うが、村武副委員長の今回の子育てアプリに関する一般質問において、執行部と協議した結果、結論から言うところだめだったという質問があって、みずから市長に話したら検討せよという指示が出たということ、福祉環境委員会の総意としての発言ならよいが、副委員長という立場で、議場という議事録に残る場で一般質問されると、委員会としての秩序が保てなくなると思った。

委員長がされるならまだ、皆の了解を得てやっていただかないと、委員会の総意ではないかもわからないし、その辺の意見を集約してやらないと、副委員長という立場でスタンドプレーをされると、変な感情、思いを持つ委員方もいるだろう。その辺は十分注意していただかないと、いろいろな提言にしても何にしても委員会で動いているのだから、個人プレーされると非常にまずいのではないかと感じたので、一言申し添えておく。

岡本委員

個人一般質問のあの場合は、委員長として発言するわけではない。

その部分は田畑委員が言われるとおりでらう。個人は個人、会派代表は会派代表という位置づけで発言している。個人一般質問についての発言内容は今後注意されたい。

柳楽委員長

私から一言。村武副委員長からは、このことについて質問をしようと思うという話は聞いていた。私の考え方だと、母子手帳アプリをとにかく導入していただく方向でいろいろな角度から執行部に訴えることも必要だと、私はそういう考え方があったので、それはよいのではと申し上げた。それで副委員長もそういう気持ちになられたかと思うので、そのことだけは申し上げておきたい。

村武副委員長

私の一般質問で皆にご迷惑をおかけしたかもしれない、申しわけない。私の思いとしては、この福祉環境委員会で副委員長ということで、今まで皆と一緒に頑張ってきて要望書を出し、そこがうまくいかなかったが、この子育てアプリについては何とかしていきたいという、私の個人的な思いもあったし、副委員長としてもこのところはやっていきたいというのがあったので、今回一般質問をさせていただいた。

委員会の中でこのように動いてきたということ、一般質問したらいけないのかというところは、私も1期目なのでもしかしたらいけない点があったのかもいしれないが、私もこの4年近く、先輩議員の一般質問を拝見する中で、委員会の中で取り上げていろいろされていた件に関しても一般質問をされている方もいらっしやったので、よいのかと判断した。

委員会として動いてきたということもあるが、一番には子育て世代の方たちにより情報を提供していきたい思いがあったので、させていただいた。

岡本委員

私は勘違いされていると思う。委員会で協議されたことを個人一般質問ではいけないと、田畑委員は言っていないはずだし私もそう思っている。ただ私は副委員長としてこういうことをした、だからどうなのかという質問は、個人一般質問だからそぐわないだろうと言っている。私は副委員長だった、だからこういうことを思って、どうかとやられると、皆がそういうことになってしまうだろう。

私の中では会派代表という位置づけは会派代表なので、そのことは当然代表でやっているという位置づけで質問する。しかし個人一般質問は個人の立場で言っているのであり、委員長や副委員長ではない。そのことを言っている。あなたは誤解している。

澁谷委員

村武副委員長の責任感で発言されたのだというのは理解するところだが、導入するために市長に直接言うべきではないかと煽っているようなところもある。

予想外だったのは、市長が地方自治法の本旨というか、二元代表制を理解されてないところがあって、常任委員会の申し入れを否決したことを、その後で副委員長が言ったら指示を出したようなことを言うてしまうと、これはまずい。やり方については今後反省して

もらって、結果オーライになればよいのだが。

あなたも副委員長だというようなことを言っているから、そういうことも、一般質問だから委員長だとか副委員長だとかは関係ないところなので、今後はこの話を役立ててもらって。耳の痛いことだろうが。逆に市長には申し入れなければいけないという印象は強かった。諸先輩の意見も少し聞いてもらえばよいのでは。

村武副委員長

私が一般質問の中で、副委員長という言葉を使ったことがやはりいけなかったと今反省している。今後、そこは十分気をつけて勉強して、頑張っていくので今後ともご指導ご鞭撻よろしく願います。

柳楽委員長

ほかにはよろしいか。

(「なし」という声あり)

以上で福祉環境委員会を終了する。

(閉 議 14 時 22 分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ㊞